

山辺町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 13,344	千円 7,221,384	千円 212,564	千円 1,175,334	% 16.3	% 15.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6年度	人 112	千円 459,345	千円 69,102	千円 195,850	千円 724,297

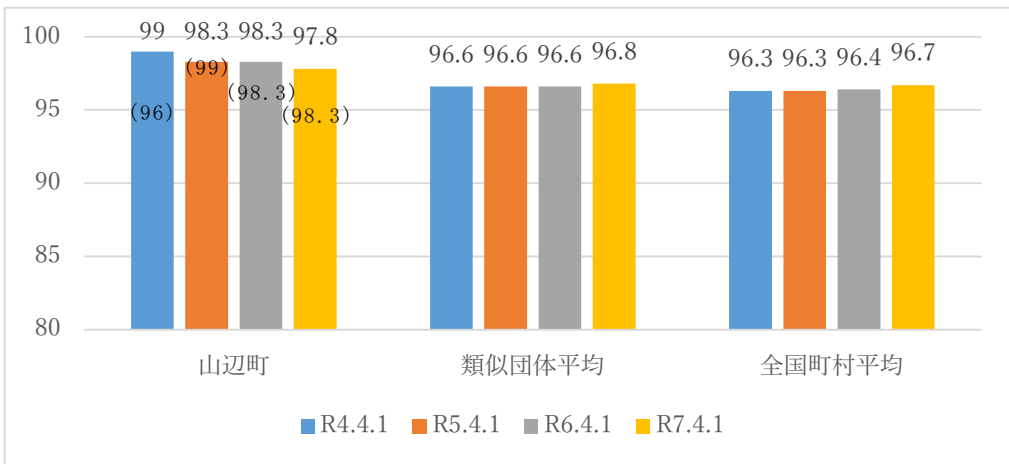
(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,467	千円 5,921

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給していない。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山辺町	40.4歳	317,700円	355,100円	342,387円
山形県	43.4歳	336,000円	413,300円	363,000円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.0歳	320,372円	372,776円	348,009円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A / B
山辺町	54.4歳	9人	364,600円	380,100円	382,572円	—	—	—	—
うち運転技士	※	2人	※	※	※	乗用自動車運転手 (タクシー運転者を除く)	60.2歳	253,900円	—
うち用務員	55.4歳	7人	363,100円	376,600円	378,293円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.0歳	251,000円	1.50
山形県	54.0歳	405人	333,500円	370,200円	349,700円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	5人	292,938円	319,896円	306,137円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
山辺町	—	—	—
うち運転技士	※	円	—
うち用務員	6,480,400円	3,395,700円	1.90

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年度～令和6年度の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査に

において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（７年４月１日現在）

区 分		山 辺 町	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	222,900円	222,900円	220,000円
	高 校 卒	189,700円	189,700円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,900円	185,100円	－
	中 学 卒	181,400円	171,200円	－

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（７年４月１日現在）

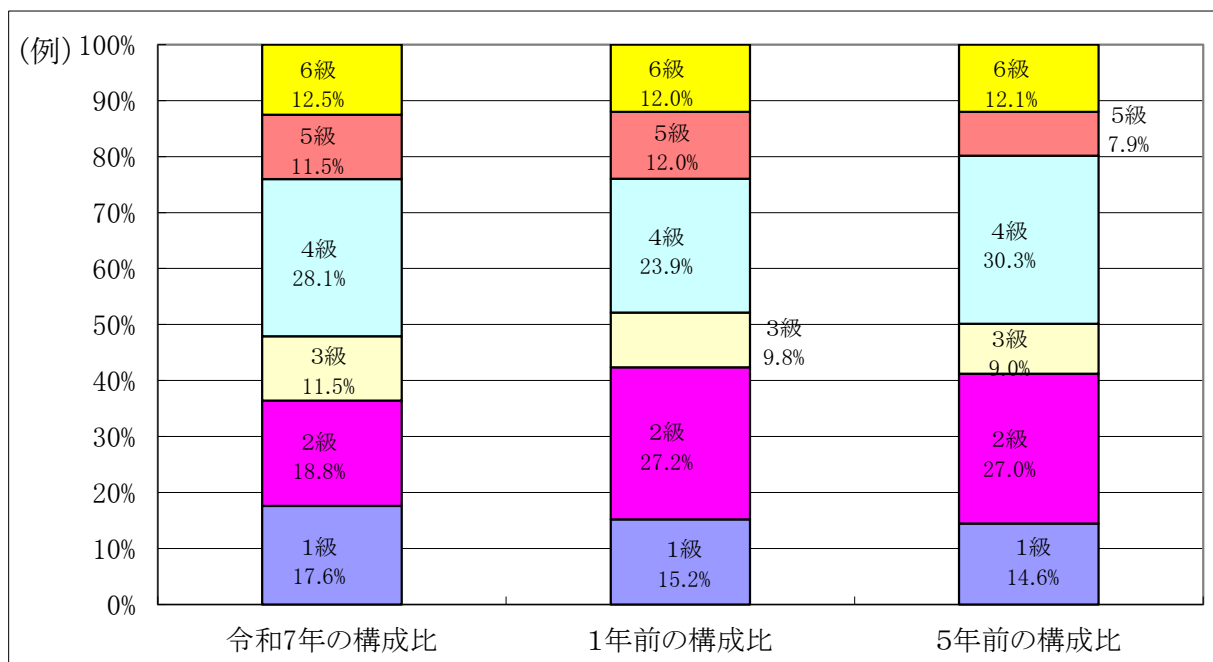
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	288,700円	372,600円	391,100円	390,200円
	高 校 卒	265,300円	371,300円	372,700円	397,600円
技能労務職	高 校 卒	－	－	359,300円	379,500円
	中 学 卒	－	－	－	－

3 一般行政職の級別職員数等の状況

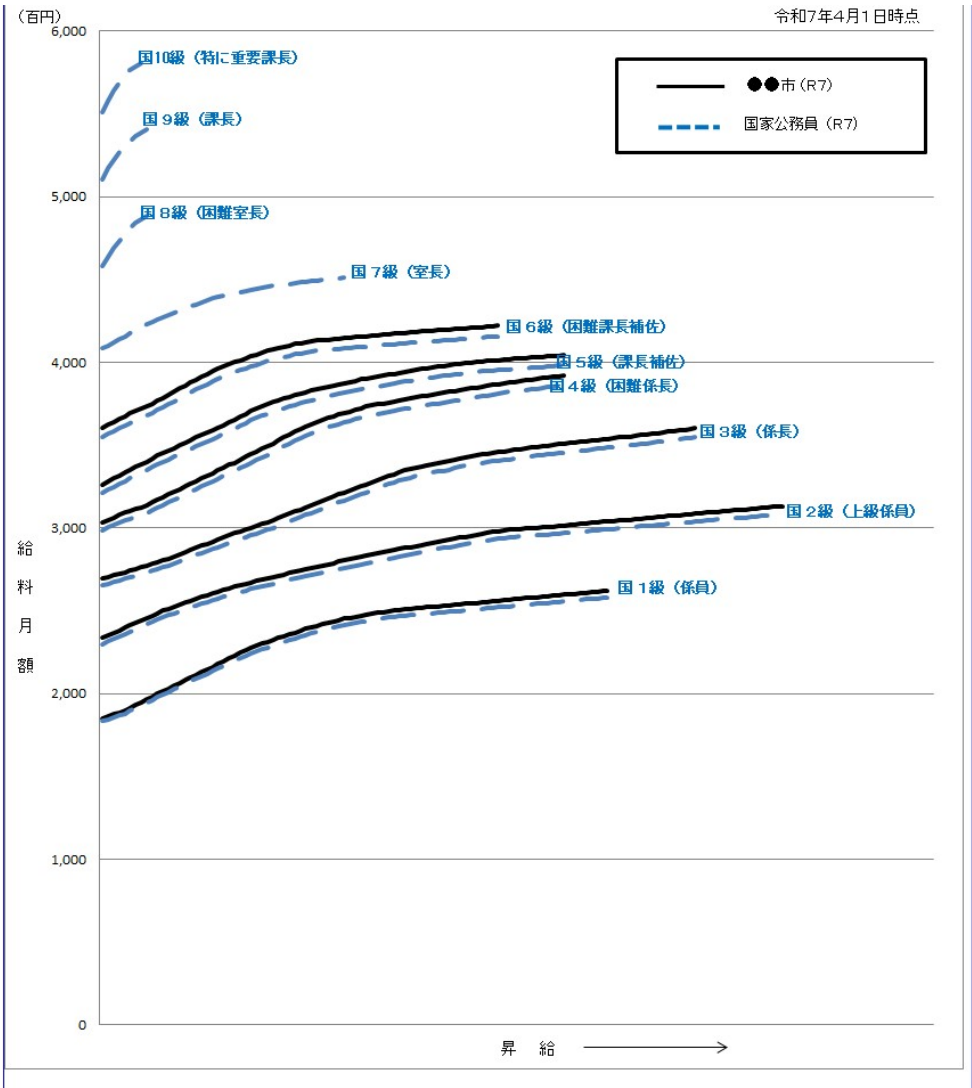
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	17 人	17.6 %	185,100円	262,100円
2 級	主 任	18 人	18.8 %	233,600円	313,300円
3 級	主 査	11 人	11.5 %	269,300円	360,100円
4 級	係 長、副 主 幹	27 人	28.1 %	303,400円	392,000円
5 級	主 幹	11 人	11.5 %	326,200円	404,300円
6 級	課 長、事 務 局 長	12 人	12.5 %	360,600円	422,000円

- (注) 1 山辺町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（山辺町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 辺 町	山 形 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,579千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,761千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 6～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（山辺町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

山 辺 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）		
（退職時特別昇給：無し）					
1人当たり平均支給額 10,227千円					

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在） 支給していません

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在） 支給していません

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	22,419千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	209千円
支給実績（5年度決算）	21,281千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	205千円

- （注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	・配偶者3,000円 ・一般の扶養親族子11,500円 ・父母等6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合 1人につき5,000円加算	同	—	14,580千円	270,000円
住居手当	・借家：家賃に応じた額（限度額27,000円）	異	支給対象となる家賃の下限額が国に比べ2,000円低い	4,959千円	313,200円
通勤手当	・交通機関利用者運賃相当額（限度額55,000円/月） ・交通用具使用者片道2km以上の者に使用距離に応じた額を支給（限度額24,500円/月）	異	交通用具利用に係る通勤距離区分を、国よりも債務文化している	5,222千円	76,800円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員に支給 - 定額41,600円	同	—	6,490千円	499,200円
寒冷地手当	・月額7,360円～17,800円	同	—	8,412千円	700,100円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	820,000円 ()	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 区 町 村 長	635,000円 ()	855,000円／	382,500円
報 酬	議 長	310,000円 ()	408,000円／	230,000円
	副 議 長	255,000円 ()	342,000円／	180,000円
	議 員	240,000円 ()	323,000円／	157,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(6年度支給割合) 3.3月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.3月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 区 町 村 長	820,000円×在職月数×56.7/100	22,317,120円	任期毎
		635,000円×在職月数×33.1/100	10,088,880円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

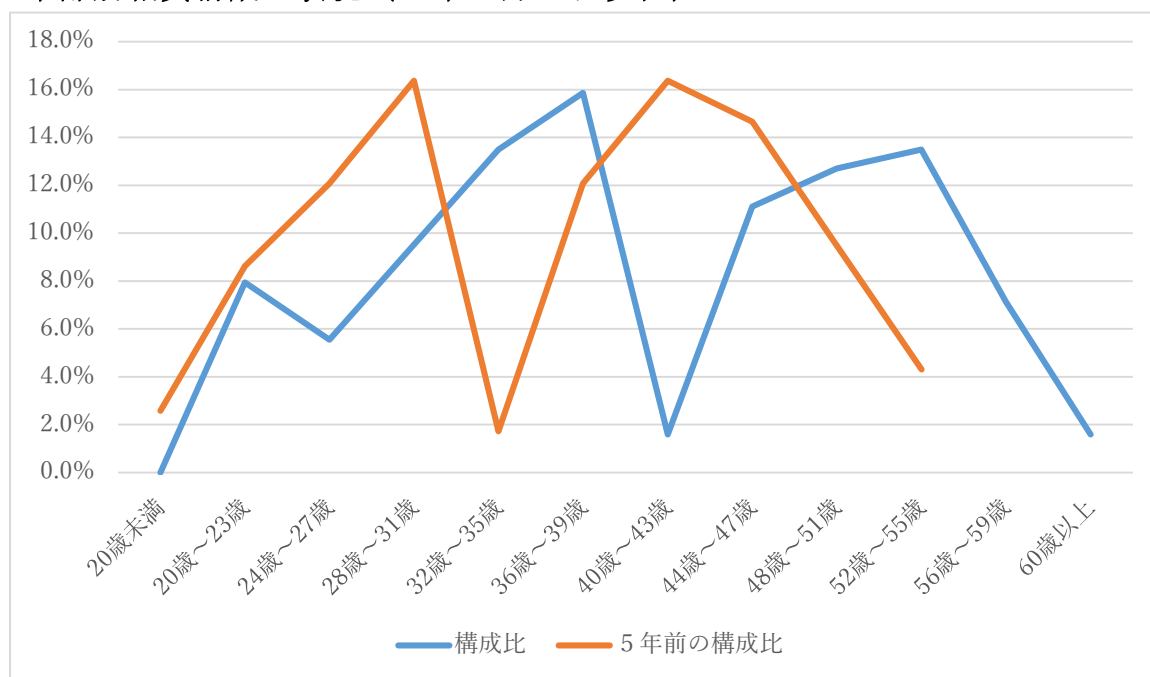
（令和４年１月現在）

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 7 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務 企 画	42	40	2	シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 業 務 の 強 化 等
		税 務	9	9	0	
		農 林 水 産	9	9	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	9	8	1	管 理 用 地 業 務 の 体 制 強 化
		民 生	16	16	0	
		衛 生	7	8	▲ 1	保 健 指 導 業 務 の 効 率 化
		計	96	94	3	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 71.94人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 90.31人 ）
	教 育 部 門		16	16	0	
消 防 部 門		0	0	0		
小 計		112	110	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 83.93人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 109.63人 ）	
公 営 企 業 計 等 部 門	下 水 道	3	4	▲ 1	下 水 道 業 務 の 効 率 化	
	そ の 他	11	11	0		
	小 計	14	15	0		
合 計			126	125	3	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 94.42人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	10人	7人	12人	17人	20人	2人	14人	16人	17人	9人	2人	126人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別 \ 年 度	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	過去 5 年間の増減数（率）
一般行政	91	86	91	91	94	96	5 (105%)
教育	17	17	16	16	16	16	▲ 1 (94%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	108	103	107	107	110	112	4 (103%)
公営企業等会計計	15	13	15	15	15	14	▲ 1 (93%)
総合計	123	116	122	122	125	126	3 (102%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。